

宮崎県総合評価落札方式実施要領

平成23年 4月 1日
県土整備部技術企画課

第1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事において実施する総合評価落札方式による条件付一般競争入札の手續について、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義等

1 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価落札方式の型式は、次のとおりとする。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び企業の高度な技術力を技術提案等とし、当該技術提案等及び価格を総合的に評価する方式をいう。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事を対象に施工計画、企業の技術力、企業の地域社会貢献度及び配置予定技術者の能力を技術提案等とし、当該技術提案等及び価格を総合的に評価する方式をいう。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に企業の技術力、企業の地域社会貢献度及び配置予定技術者の能力を技術提案等とし、当該技術提案等及び価格を総合的に評価する方式をいう。

(4) 地域企業育成型

技術的な工夫の余地が特に小さい工事を対象に企業の技術力及び企業の地域社会貢献度を技術提案等とし、当該技術提案等及び価格を総合的に評価する方式をいう。

第3 対象工事

1 この要領の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格250万円以上で、落札者の決定に当たり技術提案等を求めることが適当と判断される工事とする。

2 総合評価落札方式の型式の適用に当たっては、対象工事における規模、技術的難易度

等から技術的な工夫の余地を総合的に判断するものとする。

第4 落札者決定基準

価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法は次のとおりとする。

(1) 評価基準

評価の視点及び評価項目ごとの評価基準及び配点は、別添1から3までの総合評価落札方式評価基準により対象工事ごとに、対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）の長が定めるものとする。ただし、対象工事の特性により総合評価落札方式評価基準によりがたい場合は、実施要領第22に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を経て、別に定めることができる。

(2) 評価の方法

総合評価は、基礎点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

得点率 = 得点合計値（入札参加者の得点）／得点（満点）

加算点 = 加算点の満点×得点率

技術評価点 = 基礎点 + 加算点

評価値 = 技術評価点／入札価格

(3) 基礎点及び加算点

基礎点は100点とし、加算点の満点は、施工上の技術的課題の大小及び多寡により次のように設定する。

ア 標準型	10点、20点、30点又は40点
イ 簡易型	10点、20点又は30点
ウ 特別簡易型	10点又は20点
エ 地域企業育成型	10点

第5 学識経験者の意見聴取

1 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、対象工事ごとにあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、特別簡易型において別に定める工事及び地域企業育成型を適用する工事については、あらかじめ一括して落札者決定基準について意見を聴くことができる。

2 前項の意見を聴くため、宮崎県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 委員会の運営については、別に定める。

4 発注機関の長は、第1項の規定による意見の聴取において、必要があるとの意見が述べられた場合には、当該対象工事の落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴くものとする。

第6 対象工事の落札者決定基準の決定

対象工事の落札者決定基準は、技術審査会の審査を経た後、議会の議決に付すべき契

約に関する条例（昭和39年宮崎県条例第6号）第2条の規定に該当する対象工事にあつては県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第13条に規定する入札参加資格審査会の、その他の工事にあつては実施要領第22に規定する入札参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。ただし、特別簡易型又は地域企業育成型を適用する対象工事の落札者決定基準については、技術審査会の審査を省略することができる。

第7 入札公告

1 入札公告は、発注機関において次に掲げる事項を別添4から6までの例により宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。なお、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）公告共通事項書（別添7から9まで）及び総合評価落札方式評価基準（別添1から3まで）についても掲載するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する旨
- (2) 落札者決定基準
 - ① 評価項目ごとの評価基準及び配点
 - ② 評価の方法

2 前項の公告は、それぞれ次に掲げる日までに行うものとする。ただし、特別簡易型及び地域企業育成型については、緊急やむを得ない理由があるときは、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 標準型

開札日の前日から起算して35日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。）

(2) 簡易型

開札日の前日から起算して20日前

(3) 特別簡易型

開札日の前日から起算して15日前（ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1号及び第2号に掲げる工事のうち、別記様式第3-3号のみで同種工事の実績を確認するものについては、10日前とすることができる。）

(4) 地域企業育成型

開札日の前日から起算して10日前

第8 最低制限価格の設定等

この要領による入札においては、最低制限価格を設けるものとする。

ただし、標準型又は簡易型を適用する工事において、対象工事の規模及び技術的難易度等から調査基準価格を設定することが適当であると判断される場合は、最低制限価格に代えて調査基準価格を設定することができる。

第9 入札説明書等の閲覧等

入札説明書等の閲覧は、実施要領第11による。この場合において「条件付一般競争入札公告共通事項書」とあるのは「条件付一般競争入札（総合評価落札方式）公告共通事項書及び総合評価落札方式評価基準」と読み替えるものとする。

第10 技術申請書の提出

- 1 入札参加希望者は、次に掲げる日までに入札公告において設定した評価基準に係る技術提案等の関係資料（別記様式第1号から第6号まで及び第9号。以下「技術申請書」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 標準型
開札日の前日から起算して20日前
 - (2) 簡易型
開札日の前日から起算して10日前
 - (3) 特別簡易型
開札日の前日から起算して7日前（ただし、第7の第2項ただし書の規定により短縮を行った場合、又は同項第3号ただし書の規定による場合は、5日前とする。）
 - (4) 地域企業育成型
別に定める日
- 2 技術申請書は、郵送（郵便書留など配達記録確認ができるものに限る。）又は持参により発注機関へ提出するものとし、別記様式第2-1から第2-7までは、発注機関の長が指定する方法により電子データについても提出するものとする。
- 3 提出期限までに技術申請書の提出がない者は、当該入札に参加することができない。

第11 技術申請書等に関する質問

- 1 技術申請書に関する質問は、公告日から技術申請書の提出期限の前日から起算して3日前まで発注機関において電子メールで受け付けるものとする。
- 2 質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載することにより行うものとする。
- 3 入札説明書に関する質問等、技術申請書以外に関する質問は、実施要領第12に定めるところによる。ただし、標準型及び簡易型については、入札公告で定める。

第12 技術申請書のヒアリング

- 1 発注機関の長は、技術申請書の提出があった場合、入札参加希望者に対して、必要に応じヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングは電話により行うことができる。
- 2 発注機関の長は、ヒアリングを行う者に対して、電話によりヒアリングを行う場合を除き、ヒアリングの場所、日時等を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者がヒアリングを受けなかった場合は、当該入札に参加することができない

第13 技術申請書の作成費用の負担等

- 1 技術申請書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 2 提出された技術申請書は、資格確認並びに技術提案等の審査及び評価以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された技術申請書は、返却しないものとする。
- 4 提出期限日以降における技術申請書の修正及び再提出は、認めないものとする。ただし、地域企業育成型にあつては、提出された技術申請書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の申請を別記様式第1-3号又は第1-4号により行うものとする。
- 5 技術申請書を提出した者が、提出期限日以降、入札に参加しないこととしたときは、入札に参加しない旨を書面により、開札日の前日までに郵送又は持参により発注機関に提出するものとし、提出があつた場合、第17に規定する評価結果の公表は行わないものとする。

第14 技術提案等の評価

- 1 発注機関の長は、開札日の前日までに入札参加希望者の技術提案等の評価を行うものとする。
- 2 発注機関の長は、入札受付開始日の3日前までに標準型を適用する対象工事における企業の高度な技術力に関する技術提案（以下「技術提案」という。）並びに簡易型を適用する対象工事における施工計画に関する技術的所見（以下「技術的所見」という。）の評価について、技術審査会の確認を経て決定するものとし、その結果を入札参加希望者に対して、技術提案等審査結果通知書（別記様式第7-1号）により通知するものとする。
- 3 前項の通知が、技術提案又は技術的所見を不採用とするものである場合にあつては、その旨の理由を付して通知するものとする。
- 4 前項に規定する通知を受理した入札参加希望者のうち、当該決定に不服がある者は、通知を受理した日から3日以内に発注機関の長に対して、書面により技術提案又は技術的所見が採用されなかつた理由について説明を求めることができる。
- 5 発注機関の長は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、実施要領第15に規定する落札者決定通知書を落札者に通知する日までに書面により回答するものとする。ただし、当該技術提案又は技術的所見の採否について疑義がある場合は、落札者の決定を保留することができる。
- 6 技術提案等の審査の途中において、入札参加希望者が入札参加資格を満たしていないことが明らかになった場合は、当該審査を取りやめ、当該入札参加希望者に対して、審査中止通知書（別記様式第7-2号）により通知するものとする。

第15 落札候補者の決定等

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低制限価格を設けた場合にあつては最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値が最も高い者を、調査基準価格を設けた場合にあつては評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- 2 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあつては、当該評価値

の者（以下「同評価値入札者」という。）による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め。以下「電子入札要領」という。）第19条に規定するくじで落札候補者を決定するものとする。

- 3 発注機関の長は、落札候補者について入札参加資格の確認及び当該落札候補者が実施要領第15の2に規定する低価格入札者であるときは同条に規定する低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。
- 4 落札者の決定に当たっては、実施要領第15から第18までを準用する。この場合において、実施要領第18中「同価入札者」とあるのは「同評価値入札者」と読み替えるものとする。

第16 再度の入札

発注機関の長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の資格確認の結果、当該落札候補者に入札参加資格がなく、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、実施要領第14の2の規定を準用する。この場合において、実施要領第14の2第3項中の「最低価格で入札した者」とあるのは「評価値の最も高い入札者」と読み替え、5項中の「低い価格で入札した者」とあるのは「評価値の高い入札者」と読み替えるものとする。

第17 評価結果の公表

発注機関の長は、建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する公表要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め）第4に定める事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札後速やかに、入札参加者に対し次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 入札者の名称

イ 入札者の評価の視点ごとの得点（ただし、評価の視点のうち「配置予定技術者の能力」については、当該視点の得点のほか、その内数としてヒアリングの得点を公表するものとする。）

ウ 入札者の技術評価点

- (2) 落札者決定後速やかに、次に掲げる事項を入札情報サービスに公表するものとする。

ア 落札者及び入札者の名称

イ 落札者及び入札者の評価の視点ごとの得点（ただし、評価の視点のうち「配置予定技術者の能力」については、当該視点の得点のほか、その内数としてヒアリングの得点を公表するものとする。）

ウ 落札者及び入札者の入札金額

エ 落札者及び入札者の技術評価点

オ 落札者及び入札者の評価値

カ 総合評価落札方式を適用した理由

第18 技術評価点についての説明

- 1 技術申請書を提出した者のうち技術評価点に疑義がある者は、第17第1項に規定する技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内に、発注機関の長に対して別記様式第8-3号により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項に規定する書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に別記様式第8-4号により回答するものとする。

第19 落札者として選定されなかった理由の説明

- 1 技術申請書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して書面により落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

第20 技術申請書に記載された内容の担保

- 1 技術提案、技術的所見及び地産地消活用計画として技術申請書に記載された内容（以下「技術提案等」という。）については、契約書に記載するものとする。
- 2 発注機関の長は、契約の相手方に対し契約書に記載された技術提案等を達成するための詳細な計画（以下「施工計画」という。）が記載された施工計画書の提示を求めるものとする。
- 3 監督員は施工計画の履行の確認を徹底するものとする。
- 4 技術提案等については、工事完了後において履行状況について検査を行うものとする。
なお、契約の相手方の責めにより技術提案等に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

第21 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に入札公告を行うものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年1月17日から施行する。
- 2 施行日の前日において、すでに入札公告が行われたものの取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間に入札公告を行うものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同年6月1日に行う入札公告から適用する。
ただし、別添4から別添9までの改正については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同年6月1日に行う入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同年6月1日に行う入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同年6月1日に行う入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同年6月1日に行う入札公告から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

総合評価落札方式評価基準（標準型）

1 本書で定める事項は、宮崎県総合評価落札方式実施要領（平成23年4月1日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する総合評価落札方式（標準型）について適用する。

2 評価の視点及び評価項目並びに得点（満点）

評価の視点	評価項目	得点（満点）
企業の技術力及び地域社会貢献度	施工実績	20
	地域精通度	
配置予定技術者の能力	施工経験	20
	ヒアリング	
企業の高度な技術力	性能・機能	60
	社会的要請に関する事項	
	施工上配慮すべき事項	
	技術提案の履行の確実性	
合計		100

3 評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 企業の技術力及び地域貢献度

評価項目	評価基準	配点
①施工実績 過去15年間の同種工事 (国、県)の施工実績	同種工事の実績がある。	又は 評価点=実績件数÷ 満点件数×施工実績の満点
	類似工事の実績がある。	
	同種工事及び類似工事 の実績がない。	
②地域精通度	〇〇に本店がある。	
	〇〇に支店又は営業所がある。	
	〇〇に営業所等がない。	
小 計		20

【取扱い】

- 1) 評価項目ごとの評価基準及び配点については、対象工事ごとに定めるものとする。
- 2) ①過去15年間の同種工事（国、県）の施工実績について
 - ・ 「過去15年間」とは、公告日の属する年度のうち公告日前日までの期間及び公告日の前年度から起算して15か年度前までの期間をいう（以下同じ。）。
 - ・ 施工実績については、対象工事ごとに発注機関の長が同種、類似工事の規模・工法、施工場所、件数を設定する。
 - ・ 施工実績は、入札参加資格で設定する「施工実績に関する事項」のうち市町村の発注した工事を除く工事（以下「国・県工事」という。）で、上記期間に引渡を完了（以下「完成」という。）した工事が該当する。ただし、建築工事については国・県工事以外の工事を含むことができる。
 - ・ 評価する実績件数は、県が施工実績の満点の評価として設定する件数（満点件数）を上限とする。
 - ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- 3) ②地域精通度
 - ・ 対象となる地域については対象工事ごとに設定する。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目		評価基準	配点		
①	施工経験	同種工事の実績がある。	10	10 ～ 0	
	過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種工事(国、県)の施工経験	類似工事の実績がある。	5		
		同種工事及び類似工事の実績がない。	0		
② ヒ ア リ ン グ	○技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組みが確認できる。	5		
	・関連分野における施工経験や知識量	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。	2.5		
		・担当工事における主体性、創意工夫の取組み	その他	0	
	○当該工事の理解度	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる。	5		
		・取組姿勢	当該工事について適切に理解している。	2.5	
		・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度			
	・課題への対応に関する技術的な裏付け	その他	0		
				・疑問点等に対する質問等の積極性	
	小 計			20	

【取扱い】

- 1) ①過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種工事(国、県)の施工経験について
 - ・ 施工経験については、対象工事ごとに発注者が同種、類似工事の規模・工法、施工場所等を設定する。
 - ・ 施工経験は、国・県工事うち上記期間に完成した工事が該当する。ただし、建築工事については国・県工事以外の工事を含むことができる。
 - ・ 評価する経験件数は、県が施工経験の満点の評価として設定する件数(満点件数)を上限とする。
 - ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- 2) ②ヒアリングについて
 - ・ 配置予定技術者となる者を対象にヒアリングを実施する。なお、複数の配置予定技術者を選任した場合にあっては、ヒアリング時まで、その選任した者の中から担当となる配置予定技術者を選任しておくものとする。
- 3) 実施要領第10の1に規定する技術申請書の提出期限日以降(複数の配置予定技術者を選任した場合にあってはヒアリング以降)の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。

なお、死亡、退職又は休職による配置予定技術者の変更は、当初申請していた技術者と同等以上の能力を有する者に限る。また、ヒアリング終了後に変更する場合は、ヒアリングの点数は0点として評価する。

(3) 企業の高度な技術力

評価項目	評価基準	配点
性能・機能 社会的要請に関する事項 施工上配慮すべき事項		60
ヒアリング		—
小 計		60

【取扱い】

1) 評価項目ごとの評価基準及び配点については、対象工事ごとに定めるものとする。

2) ヒアリング

技術提案を提出した企業に対し、技術提案の履行に関するヒアリングを実施する。

ヒアリングにおいて技術提案の履行の確実性が確認できない場合は、その技術提案は評価しないものとする。

4 技術申請書

実施要領第10の1に規定する技術申請書は次のとおりとする。なお、技術申請書の審査については、技術申請書提出票（実施要領別記様式第1-2号）に基づき実施する。

また、技術申請書提出票の提出がない者については入札参加は認めないものとする。

(1) 技術申請書提出票

項 目	技術申請書
技術申請書提出票	・実施要領別記様式第1-7号

(2) 企業の技術力

評価項目	技術申請書
同種工事（国、県）の施工実績	・実施要領別記様式第3-1号 ・「該当する工事」が確認できる資料

(3) 配置予定技術者の能力

評価項目	技術申請書
同種工事（国、県）の施工実績	・実施要領別記様式第6-1号 ・「該当する工事」が確認できる資料

(4) 企業の高度な技術力

評価項目	技術申請書
工事目的物の性能機能に関する事項	・実施要領別記様式第2-5号 ・添付資料
社会的要請に関する事項	・実施要領別記様式第2-6号 ・添付資料
施工上配慮すべき事項	・実施要領別記様式第2-7号 ・添付資料

総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型）

1 本書で定める事項は、宮崎県総合評価落札方式実施要領（平成23年4月1日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）について適用する。

2 評価の視点及び評価項目並びに得点（満点）

評価の視点	評価項目	得点（満点）	
		簡易型	特別簡易型
施工計画	技術的所見	40	
	技術的所見の履行の確実性	又は20	
企業の技術力	施工実績（国・県） ^{注3}	38	38
	工事成績（県）		
	受注状況		
企業の取組 ^{注1} （オプション項目）	若手技術者育成の取組	2	2
企業の地域社会 貢献度	地域精通度	22 ^{注2}	22 ^{注2}
	地域貢献・災害時の協力体制		
	公共施設保全への取組		
	環境保全対策への取組		
	地産地消への取組（オプション） ^{注1}		
雇用者の状況	34	44	
配置予定技術者 の能力 ^{注6}	施工経験（国・県） ^{注3}	30	30
	工事成績（国・県）		
	多自然川づくりへの取組 ^{注4}		
	法面専門資格の保有 ^{注5}		
	ヒアリング		
合計		130	90
		～	～
		144	114

- (注) 1 工事内容等を勘案し、評価項目に追加することができる。
また、企業の取組と地産地消への取組を同時に評価することもできる。
- 2 3（4）企業の地域社会貢献度（簡易型・特別簡易型）を参照。
- 3 建築工事については、国及び県工事以外を含むことができる。
- 4 「土木一式工事（河川環境配慮型）」の場合。
- 5 「法面工事」の場合。
- 6 「技術者育成チャレンジ型」については、評価項目を別途定める。

3 評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 施工計画に係る技術的所見（簡易型）

評価項目	評価基準	配点
①工程管理	本工事の現場条件を考慮し、優れた工夫のある手順であり、工程の短縮も見られ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
②品質管理	工事目的物に即した品質確保が適切であり、優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
③施工上の課題 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現場条件を理解し、課題への対応が的確に図られ優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
④施工上配慮すべき事項 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現場条件を理解し、施工上配慮すべき事項の抽出とその対応が適切で優れた工夫がみられ、かつ、履行の確実性も確認できる。	10 ～ 0
小計		40 又は 20 ^{注1}

(注) 1 評価項目が1項目の場合

【取扱い】

ア) 配点

施工計画の評価項目は、対象工事の内容により①から④のうち1項目以上選択する。ただし、選択した項目が4項目未満の場合の得点は、次のとおりとする。

- ・ 1項目の場合 入札者の得点の小計に2を乗じて得た得点
- ・ 2項目の場合 入札者の得点の小計に2を乗じて得た得点
- ・ 3項目の場合 入札者の得点の小計に3分の4を乗じて得た得点

イ) 評価項目ごとの配点

- ・ 各項目において提出できる提案数は5提案とする。
- ・ 各提案を「効果」、「規模」及び「履行の確実性」の観点から「2点」、「1点」又は「0点」で評価し、その合計点を各項目の配点とする。

ウ) ヒアリング

技術的所見を提出した企業に対し、技術的所見の履行に関するヒアリングを実施する。

エ) 評価点

評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。

(2) 企業の技術力（簡易型・特別簡易型）

評価項目	評価基準	配点
①施工実績 過去15年間の同種工事（国、県） の施工実績	同種工事の実績がある。	12
	類似工事の実績がある。 又は 評価点＝実績件数÷ 満点件数×12点	6 ～ 0
	同種工事及び類似工事 の実績がない。	0
②工事成績 過去5年間（10年間）の 県工事成績点（同一業種）の 平均点	工事成績点が85点以上の場合。	26
	工事成績点が65点以上85点未満の場合。 評価点＝26点×（工事成績点－65点） ÷（85点－65点）	26 ～ 0
	県工事成績点が65点未満及び県工事成績点がない場合。	0
③受注状況 K＝過去1年間の受注額 ÷ 過去5か年度の受注額	$K \leq 1$	0
	$1 < K \leq 2$	-10
	$2 < K$	-20
小計		40

【取扱い】

ア) ①過去15年間の同種工事（国、県）の施工実績について

- ・ 「過去15年間」とは、公告日の属する年度のうち公告日前日までの期間（以下「当該年度」という。）及び公告日の前年度（以下「前年度」という。）から起算して15か年度前までの期間をいう（以下同じ）。

ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、公告日の前年度から起算して16か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない）。

- ・ 施工実績については、対象工事ごとに発注機関の長が同種、類似工事の規模・工法、施工場所、件数を設定する。
- ・ 施工実績は、入札参加資格で設定する「施工実績に関する事項」のうち市町村及び民間の発注した工事を除く工事（以下「国・県工事」という。）で、上記期間に引渡を完了（以下「完成」という。）した工事が該当する。ただし、建築工事については国・県工事以外の工事を含むことができる。
- ・ 評価する実績件数は、県が施工実績の満点の評価として設定する件数（満点件数）を上限とする。
- ・ 複数の同種（類似）工事を求めている場合においても、施工実績は1工事1件として評価する。
- ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として参加する場合は、各構成員

の実績の合計を用いることができる。

- ・ 経常 J V 又は特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限り、評価の対象とする。

イ) ②過去 5 年間（10 年間）の県工事成績（同一業種）の平均点について

- ・ 「過去 5 年間（10 年間）」とは、前年度から起算して 5 か年度前（10 か年度前）までの期間をいう（当該年度は含まない）。ただし、公告日が 4 月又は 5 月に属する場合は、前々年度から起算して 5 か年度前（10 か年度前）までの期間をいう（前年度は含まない）。
- ・ 過去 10 年間は、建築工事に適用することができる。
- ・ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
- ・ 県の工事成績は、宮崎県(企業局、教育庁、警察本部等を含む。以下同じ。)が発注した工事のうち同一業種で、上記期間に完成した工事に係る工事評定点により算出することを原則とするが、特殊工法を要する工事や技術的難易度の高い工事の場合には、国土交通省九州地方整備局発注工事の工事成績点についても、評価の対象とすることができる。
- ・ 平均点及び評価点は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位止めとする。
- ・ 経常 J V の工事成績評定点は、経常 J V 及び各構成員の工事の平均値とする。
- ・ 経常 J V 又は特定 J V としての工事成績評定点は、出資比率が 20%以上のものに限り、評価の対象とする。

ウ) ③受注状況について

- ・ 「受注状況」については、対象工事ごとに発注機関の長が設定する。
- ・ 受注額の算出は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部（以下「公共三部」という。）が競争入札で発注した予定価格 250 万円以上の建設工事における当初契約額により行う。ただし、特定 J V の構成員として受注した工事の契約額は含まない。また、随意契約による工事の契約額は受注額には含まないが、入札不調に伴い随意契約を行った工事（平成 31 年 4 月 1 日以降の契約工事に限る。）の当初契約額は、「過去 5 か年度の受注額」に含む。
- ・ 受注額の対象とする工事は、(a) から (e) に掲げるものの中から選定するものとする。
 - (a) 土木一式工事（港湾工事、P C 橋梁上部（ポステン）工事を除く。）
公共三部が建設工事の種類を「土木一式工事」として発注した工事（「(b)港湾工事」、
「(c)P C 橋梁上部（ポステン）工事」を除く。）。
 - (b) 港湾工事
宮崎県港湾課又は漁村振興課が所管する工事のうち、建設工事の種類を「土木一式工事（P C 橋梁上部（ポステン）工事を除く。）」、「浚渫工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「塗装工事」として発注した工事。
 - (c) P C 橋梁上部（ポステン）工事
公共三部が建設工事の種類を「土木一式工事」として発注した工事のうち、ポストテンション方式による P C 橋梁上部工事を含む工事。
 - (d) 舗装工事
公共三部が建設工事の種類を「舗装工事」として発注した工事。

(e) 法面工事

公共三部が建設工事の種類を「とび・土工・コンクリート工事」として発注した工事（「(b)「港湾工事」を除く。）。

- ・ 「過去1年間の受注額」とは、公告日から起算して7日前の日（以下「基準日」という。）から基準日の1年前の日（以下「基準日の1年前」という。）までの期間に当初契約した工事のうち発注機関の長が設定した工事の合計額とする。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、経常JVとしての受注額に加え、経常JV結成前及び、結成後の各構成員の受注額も対象とする。
- ・ 経常JVの構成員が単体で土木一式工事以外の港湾工事の入札に参加する場合は、単体で契約した工事の受注額及び経常JVで契約した工事の受注額のうち出資比率分の額の合計額とする。
- ・ 経常JVを解散後に、単体として参加する場合、経常JVとしての受注額は、各構成員の出資比率により算出する。
- ・ 「過去5か年度の受注額」とは、 α 又は β のいずれか大きい方の値とする。

α ：各入札参加者が、前年度から起算して5か年度前までの期間に契約した工事の受注額の合計を5で除した値

（注） α は小数点第1位を四捨五入し整数止めとする。

β ：当該年度における各入札参加者と同じ等級に属する企業の過去5か年度の平均受注額で次式により算出した値

$$\beta = (\text{前年度の平均受注額} + \text{前々年度の平均受注額} + 3 \text{か年度前の平均受注額} + 4 \text{か年度前の平均受注額} + 5 \text{か年度前の平均受注額}) \div 5$$

（注）1. 「各年度の平均受注額」とは、「同じ等級に属する企業の受注額の合計」を「受注した実企業数」で除した値

2. β は、百万の位を四捨五入し千万の位止めとする。

なお、経常JVの構成員が単体で港湾工事の入札に参加する場合は、経常JVが属する等級の β 値を経常JVの構成員数で除した値とする。

ただし、公告日が4月又は5月に属する場合における「過去5か年度の受注額」とは、 $\alpha 1$ 又は $\beta 1$ のいずれか大きい方の値とする。

$\alpha 1$ ：各入札参加者が、前々年度から起算して5か年度前までの期間に契約した工事の受注額の合計を5で除した値

（注） $\alpha 1$ は小数点第1位を四捨五入し整数止めとする。

$\beta 1$ ：前年度における各入札参加者の等級と同じ等級に属する企業の前々年度から起算して5か年度前までの5か年度の平均受注額で次式により算出した値

$$\beta 1 = (\text{前々年度の平均受注額} + 3 \text{か年度前の平均受注額} + 4 \text{か年度前の平均受注額} + 5 \text{か年度前の平均受注額} + 6 \text{か年度前の平均受注額}) \div 5$$

（注）1. 「各年度の平均受注額」とは、「同じ等級に属する企業の受注額の合計」を「受注した実企業数」で除した値

2. $\beta 1$ は、百万の位を四捨五入し千万の位止めとする。

なお、経常JVの構成員が単体で港湾工事の入札に参加する場合は、経常JVが属する等級のβ1値を経常JVの構成員数で除した値とする。

(3) 企業の取組（簡易型・特別簡易型） ※オプション項目^{注1}

評価項目	評価基準	配点
①若手技術者育成の取組 ^{注1}	若手技術者育成の取組を行う。	(2)
	上記に該当しない。	(0)
②不履行のペナルティ ^{注2}	当該年度又はその前年度において「若手技術者育成」の評価を受け受注したが、不履行があった。	-2
	小計	(2)

注1 対象工事ごとに発注機関の長が、①の評価項目を設定することができる。

注2 当該年度又はその前年度において、「若手技術者育成の取組」の評価を受け受注したが、不履行があったと認められる場合。

【取扱い】

ア) 若手技術者の育成

- ・ 若手技術者とは、公告日の属する年度の4月1日時点において35歳以下であり、かつ建設業法第7条第2号ハに該当する者をいう。ただし、開札日時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・ 若手技術者を現場代理人（建設業法第19条の2及び契約約款第10条に規定する者）として、当該工事の工期のすべての期間に配置する場合に評価する。
- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、若手技術者の氏名、年齢、取得資格、雇用関係等を記載した様式及びそれらを証明する資料を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請する若手技術者の追加及び変更は認めない。
- ・ 技術申請書を提出後に、申請及び配置した若手技術者が配置できない場合は、その旨を別記様式第4-11号により、発注機関へ開札日の前日までに提出するものとする。

イ) 不履行のペナルティ

- ・ 開札日の前日までに所定の報告もなく申請した若手技術者を配置できない場合や死亡、退職又は休職を除き、若手技術者を変更した場合は、当該年度及びその次年度の間、公共三部が総合評価落札方式で発注する全ての工事において「企業の取組」の評価は-2点とし、その間、若手技術者の育成は評価しない。

(4) 企業の地域社会貢献度 (簡易型・特別簡易型)

1) 土木工事

評価項目	評価基準	配点 (満点)					災害 工事 ・ 特定 舗装	
		地域要件 ^{注1}						
		県内 県外	全県 一区 (1)	全県 一区 (2)	全県 一区 (地域型)	県内○ ブロック		
① 地域精通度	〇〇に本店がある。	10	10	/	10	10	16	
	〇〇に支店、営業所がある 又は〇〇に本店がある。	5			5	5	8	
	上記に該当しない。	0	0		0	0	0	
② 地域貢献・ 災害時の 協力体制	県内でボランティア等の地域貢献 の実績があり、かつ、異常気象時 における県管理公共土木施設の知事 との防災協定に基づく協力体制 (広域応援)にある。	10	10	10	10	10	12	
	県内でボランティア等の地域貢献 の実績があり、かつ、異常気象時 における県管理公共土木施設の知事 との防災協定に基づく協力体制 (支部内応援)にある。	8	8	8	8	8	10	
	県内でボランティア等の地域貢献 の実績があり、かつ、知事との防災 協定に加入している。	4	4	4	4	4	5	
	県内でボランティア等の地域貢献 の実績がある。又は、知事との防 災協定に加入している。	2	2	2	2	2	2.5	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	0	
③ 公共土木施 設保全への 取組 ^{注2}	〇〇内で公共土木施設保全への取 組の実績がある。	8	2	8	8	8	10	
	県内で公共土木施設保全への取組 の実績がある。	/	/	4 ^{注3}	4	4	5	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	0	
④ 環境保全対 策への取組	I S O 14001又はエコアクション21を取得 している。	2	2	2	2	2	2	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	0	
⑤ 地産地消へ の取組 (オプション 項目) ^{注4}	県内 企業 の活用	全て県内本店企業による 施工又は一次下請の全て が県内本店企業である。	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	県産 資材 の活用	指定資材の全てで県産資 材を活用する。	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑥ 雇用者の状 況	2名以上が該当する。(又は指定 学科卒業の新規学卒者を1名以上 雇用している。)	2	2	2	2	2	2	
	1名が該当する。	1	1	1	1	1	1	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	0	
小計		32(34)	26(28)	22(24)	32(34)	32(34)	42(44)	

注1 「地域要件」は入札参加資格における営業所の所在地による区分とする。

注2 「法面工事」、「土木工事 (一般型)」の場合は、評価項目としない。

注3 「簡易型」の場合は、斜線とする。

注4 「土木一式工事」、「土木一式工事 (河川環境配慮型)」に適用することができる。

2) 建築工事

評価項目	評価基準	配点 (満点)					
		地域要件 ^{注1}				災害 工事	
		全県 一区 (1)	全県 一区 (2)	全県 一区 (地域型)	県内3 ブロック		
① 地域精通度	県内 (又は〇〇管内又は3ブロック) に本店がある。	10	/	10	10	16	
	県内 (又は〇〇管内又は3ブロック) に支店又は営業所がある。				5	8	
	上記に該当しない。	0		0	0	0	
② 地域貢献・ 災害時の協 力体制	県内でボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ知事との防災協定 ^{注2} に加入している。	8	8	8	8	10	
	県内でボランティア等の地域貢献の実績がある。又は知事との防災協定 ^{注2} に加入している。	4	4	4	4	5	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	
⑦ 公共施設保 全への取組	〇〇管内で公共建築物の保全点検活動又は建築防災活動の実績がある	8	8	8	8	10	
	県内外で災害時の支援活動の実績がある。						
	県内で公共建築物の保全点検活動又は建築防災活動の実績がある。	4	4 ^{注3}	4	4	5	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	
④ 環境保全対 策への取組	I S O14001又はエコアクション21を取得している。	2	2	2	2	2	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	
⑤ 地産地消へ の取組 (オプション項目)	県内企業 の活用	全て県内本店企業による施工又は一次下請の全てが県内本店企業である。	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	県産 資材 の活用	指定資材の全てで県産資材を活用する。	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		上記に該当しない	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑥ 雇用者の状 況	2名以上が該当する。(又は指定学科卒業の新規学卒者を1名以上雇用している。)	2	2	2	2	2	
	1名が該当する。	1	1	1	1	1	
	上記に該当しない。	0	0	0	0	0	
小計		30(32)	20(22)	30(32)	30(32)	40(42)	

注1 「地域要件」は入札参加資格における営業所の所在地による区分とする。

注2 建築工事は、別表1又は別表2の協定を評価の対象とする。

注3 「簡易型」の場合は、斜線とする。

【取扱い】

ア) ①地域精通度について

- ・ 「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- ・ 「支店及び営業所」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、宮崎県経常建設共同企業体取扱要領（平成10年4月1日県土整備部管理課定め）第10条の5の規定により届出のあった主たる営業所を「本店」、その他の構成員の主たる営業所は、「支店又は営業所」として評価する。
- ・ 公告日前日までに有効（受付を行っている）なものを評価の対象とする。
- ・ 3ブロックとは、県北（延岡、日向、西臼杵）、県央（高鍋、西都、宮崎、高岡）、県南（小林、都城、日南、串間）のブロックをいう。

イ) ②地域貢献（ボランティア等）・災害時の協力体制について

- ・ 「地域貢献（ボランティア等）」とは、宮崎県内における災害時の地域貢献（請負契約によらない災害時の活動）、地域活動（道路や河川等の清掃、交通安全、土木の日の活動など）をいい、当該年度及び前年度に実施した（ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度及び前々年度に実施した）もののうち、次に掲げる事項を満たしている活動が該当する。ただし、建築工事においては、⑦「公共施設保全等への取組」に該当する活動を除くものとする。

a) 原則、無償であること。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2により指定された特定家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）にかかる防疫作業等及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）に関する地域貢献（ボランティア等）については、有償であっても評価の対象とし、宮崎県外での活動であっても評価の対象とする。

b) 会社としての活動であること。

c) 地域に貢献していること。

- ・ 「異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制」とは、当該年度における「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定等」に基づく異常気象時の協力体制（※別表1を参照）をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度における「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定」等に基づく異常気象時の協力体制をいう。なお、異常気象時の協力体制のうち、「広域応援」とは広域支援団体の広域的な組織体制をいい、「支部内応援」とは広域支援団体の支部内での組織体制をいう。
- ・ 「防災協定」とは、当該年度における「災害時における応急対策に関する協定等」の知事との防災協定（※別表1, 2を参照）をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度における「災害時における応急対策に関する協定等」の知事との防災協定をいう。

※別表 1 大規模災害時における応急対策業務等に関する協定等の一覧

協定の名称	協定者
大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県建設業協会
大規模災害時における法面崩壊等の高所作業を伴う応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県法面保護協会
大規模災害時における道路災害の緊急対策業務等に関する基本協定	宮崎県舗装協会
大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定	宮崎県港湾漁港建設協会

※別表 2 災害時における応急対策に関する協定等の一覧^{注1}

協定の名称	協定者
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合連合会
災害時における避難地（公園・広場・グラウンド）などの応急対策業務等に関する協定	一般社団法人宮崎県造園緑地協会 一般社団法人日本造園建設業協会宮崎県支部
災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	一般社団法人日本塗装工業会宮崎県支部
災害時における水道の応急対策に関する協定	宮崎県管工事協同組合連合会
災害時における建築物の応急対策に関する協定	一般社団法人宮崎県建築協会 一般社団法人宮崎県建築業協会
災害時における防水等の応急対策に関する協定	宮崎県防水工事業協同組合
災害時における電気設備に関する協定	一般社団法人宮崎県電業協会
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会
災害時における総合的支援に関する協定	宮崎県商工会連合会
災害応急対策に必要な緊急輸送確保に関する協定	一般社団法人宮崎県トラック協会

注 1 別表 2 に記載のない「知事との防災協定」についても、評価の対象となる場合がある。

ウ) ③公共土木施設保全への取組みについて

- ・ 対象とする取組み及び対象となる地域は、対象工事ごとに発注機関の長が設定する。
- ・ 対象とする取組みは次に掲げるものから選定する。

○地域総合メンテナンス業務

- ・ 土木事務所長等が発注した「地域総合メンテナンス業務委託」に含まれる「道路巡視業務」、「道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務」、「河川・海岸の異常時パトロール及び応急維持管理業務」、「砂防急傾斜地等維持管理業務」のいずれかの履行実績をいい、原則として、地域維持型契約方式実施要領（平成 27 年 2 月 13 日 県土整備部技術企画課定め）別記様式第 3 号「履行体制確認表（その 1）」に位置付けられており活動実績のある企業を対象とする。
- ・ 前年度から起算して 5 か年度前までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が 4 月又は 5 月に属する場合は、前々年度から起算して 5 か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（前年度は含まない。）。

○道路パトロール

- ・ 土木事務所長等が発注した「緊急時、休日等における道路巡回パトロール及び応急維持工事業務に関する委託契約」の契約実績をいう。
- ・ 当該年度に締結した契約及び前年度から起算して5か年度前までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（当該年度は含まない。）。

○港湾・漁港パトロール

- ・ 港湾事務所長等が発注した「港湾・漁港の異常時パトロール及び応急維持管理業務（PoEM）に関する委託契約」の契約実績をいう。
- ・ 当該年度に締結した契約及び前年度から起算して5か年度前までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（当該年度は含まない。）。

○緊急施行工事（港湾課又は漁村振興課（以下「港湾関係課」という。）が所管する工事を除く。）

- ・ 県土整備部が、公共土木施設緊急施行工事の事務取扱要領及び災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領により発注した「小規模又は大規模緊急施行工事」のいずれかをいう。ただし、県管理の公共土木施設の保全を目的とした工事に限る。
- ・ 前々年度から当該年度までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（当該年度は含まない。）。

○緊急施行工事等（港湾関係課が所管する工事及び業務委託）

- ・ 港湾関係課が所管する工事で県土整備部が、公共土木施設緊急施行工事の事務取扱要領及び災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領により発注した「小規模又は大規模緊急施行工事」、港湾関係課が所管する業務委託で、県土整備部が小規模緊急業務委託事務取扱要領及び災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領により発注した「小規模又は大規模緊急施行業務委託」のいずれかをいう。ただし、県管理の公共土木施設の保全を目的とした工事又は業務委託に限る。
- ・ 前々年度から当該年度までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（当該年度は含まない。）。

○舗装路面応急補修工事

- ・ 土木事務所長等が発注した「舗装路面応急補修工事」（指定期間契約分）の契約の実績をいう。
- ・ 前々年度から当該年度までの期間に締結した契約を対象とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間に締結した契約を対象とする（当該年度は含まない。）。

エ) ④ I S O等の取得状況について

- ・ 「I S O等の取得状況」とは、宮崎県内にある事業所において、開札日時時点で有効な「I S O 1 4 0 0 1」又は「エコアクション21」の認定を受けている場合（技術申請書の提出締切日までに確認できるものに限る。）をいう。
- ・ 開札日時点とは、開札日の延期があった場合も、当初公告で示した開札日とする（以下、

開札日の規定について同じ。)

オ) ⑤地産地消への取組 (オプション項目)

- ・ 対象とする取組及び対象とする資材は、対象工事ごとに発注機関の長が設定することができる。
- ・ 対象とする取組は次に掲げるものからいずれか一つを選定する。

○県内企業の活用

- ・ 「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。
- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、県内企業の活用計画 (別記様式4-12) を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請内容の追加及び変更は認めない。
- ・ 県内企業の活用計画が履行できない場合は、工事成績評定点から5点減点する。
ただし、大災害など想定外の事象が発生した場合や設計変更により新たな工種が追加された場合は、個別に審査した上で判断する。

○県産資材の活用

- ・ 「県産資材」とは、以下に示す資材や製品をいう。
 - (a) 県内の事業所、工場等で産出、生産、製造された建設資材や製品
 - (b) 県内に本店又は主たる事務所を有する企業・組合等が産出、生産、製造する建設資材や製品
 - (c) 県内で生産された木材及び県内の製材所で加工された木材製品
- ・ 評価を受けようとする場合は、技術申請書を提出する際、県産資材の活用計画 (別記様式4-13) を提出するものとする。
- ・ 技術申請書の提出期限日以降は、申請内容の追加及び変更は認めない。
- ・ 県産資材の活用計画が履行できない場合は、工事成績評定点から5点減点する。
ただし、大災害など想定外の事象が発生した場合は、個別に審査した上で判断する。

カ) ⑥雇用者の状況について

- ・ 雇用者とは、新規学卒者、障がい者、又は消防団員をいい、開札日時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・ 「新規学卒者」とは、当該年度又は前年度から起算して5か年度前まで (ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前まで) に、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校等を卒業又は宮崎県産業開発青年隊若しくは宮崎県立産業技術専門校を修了した者をいい、開札日時点で宮崎県内に3か月以上在住している場合の者に限る。
なお、建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第1条に規定する学科を卒業又は宮崎県産業開発青年隊若しくは宮崎県立産業技術専門校を修了した者を1名雇用した場合は、2名雇用に換算する。
- ・ 「障がい者」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (昭和35年法律第123号) に定義する「身体障害者」、「知的障害者」、又は「精神障害者」をいい、開札日時点において当該障がい者が宮崎県内に3か月以上在住している場合に限る。なお、法定雇用義務のある企業にあっては、障がい者の雇用人数が法定雇用数を満たしており、当該障がい者の1名以上が開札日時点において宮崎県内に3か月以上在住している場合は、雇用人

数にかかわらず、1名を雇用しているものとして評価する。

- ・ 「消防団員」とは、公告日が属する年度（ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度）において消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防団員として、宮崎県内の市町村に開札日時時点で任命されている者をいう。なお、法人にあっては役員を、個人にあってはその者を含む。
- ・ 雇用者の1名が「新規学卒者」、「障がい者」又は「消防団員」のうち、複数に該当する場合においては、そのいずれかの1つを評価の対象とする（1名の雇用で複数进行评估しない。）。

キ) ⑦公共施設保全等への取組について

- ・ 対象とする期間は、前々年度から当該年度までとする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して3か年度前までの期間を対象とする（当該年度は含まない。）。
- ・ 配点表にある「〇〇管内」とは、入札公告に記載する「工事場所」を所管する西臼杵支庁又は各土木事務所の管内とする。なお、「県内」とは「〇〇管内」以外の宮崎県内とする。
- ・ 「公共建築物の保全点検活動等の実績」とは、下記の「公共建築物の保全点検活動の実績」、「災害時の支援活動の実績」及び「建築防災活動の実績」をいう。

○公共建築物の保全点検活動の実績

- ・ 国、宮崎県及び宮崎県内の市町村（以下「県内市町村」という。）が所有する公共建築物（以下「公共建築物」という。）の機能維持保全に寄与する目的で当該建築物の現況調査又は点検を行い、管理者に報告した活動の実績をいう。
- ・ 無償で行った宮崎県内での活動を評価の対象とする。

○災害時の支援活動の実績

- ・ 激甚災害において、国、県及び市町村が要請を行う次のいずれかについての災害時の被害状況の調査や応急機能回復等の活動の実績をいう。
 - (a) 国、県及び市町村が所有する公共建築物
 - (b) 地域防災計画に基づき市町村が指定する避難所等の災害時に拠点となる建築物
 - (c) 電気、ガス、水道、通信等の公共公益施設
- ・ 激甚災害の地震発生後において、宮崎県又は県内市町村が派遣要請を行う、被災建築物応急危険度判定活動への参加の実績をいう。
- ・ 有償であっても評価の対象とし、宮崎県外での活動であっても評価の対象とする。

○建築防災活動の実績

- ・ 宮崎県又は県内市町村が主催する建築防災に関する啓発活動や違反建築パトロール等への参加の実績をいう。
- ・ 無償で行った宮崎県内での活動を評価の対象とする。

ク) 経常JVの場合、①から⑦については、各構成員のうちいずれかの構成員が該当していればよい。

ケ) 過去の経常JVにおけるウ) ③の実績については、当該経常JVの各構成員それぞれについて評価の対象とする。

(5) 配置予定技術者の能力

1) 簡易型

評価項目	評価基準	配点					
		通常		河川 ^{注1}		法面 ^{注2}	
① 過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種工事(国、県)の施工経験	同種工事の実績がある。	10		9		8	
	類似工事の実績がある。又は、 評価点=経験件数	5	10 ~	4	9 ~	4	8 ~
	同種工事及び類似工事の実績がない。 ÷満点件数×施工経験の満点	0	0	0	0	0	0
② 過去5年間(10年間)の同一業種の工事成績点(国、県)の最高点	工事成績点が85点以上の場合。	10		9		8	
	工事成績点が65点以上85点未満の場合。 評価点=10(8)点×(工事成績点-65点) ÷(85点-65点)	10 ~ 0		9 ~ 0		8 ~ 0	
	工事成績点が65点未満及び、 工事成績点がない場合。	0		0		0	
③ 多自然川づくりの取組 ※土木一式工事(河川環境配慮型)の場合	研究会認定ポイントが15ポイント以上ある。	/		2		/	
	研究会認定ポイントが10ポイント以上ある。			1			
	上記に該当しない。			0			
④ 法面専門資格の保有 ※法面工事の場合	のり面施工管理技術者、地すべり防止工事士、グラウンドアンカー施工士いずれかの有資格者である。	/		/		4	
	該当しない。						0
⑤ ヒ ア リ ン グ	○技術者の専門技術力 実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、 創意工夫等の積極的な取組みが確認できる。					5	
	・関連分野における施工経験や知識量 実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行なったことが確認できる。					2.5	
	・担当工事における主体性、創意工夫の取組 その他					0	
	○当該工事の理解度 ・取組姿勢 当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる。					5	
	・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 当該工事について適切に理解している。					2.5	
	・課題への対応に関する技術的な裏付け その他					0	
						小計	30

注1 「河川」は、土木一式工事(河川環境配慮型)

注2 「法面」は、法面工事

2) 特別簡易型

評価項目	評価基準	配点					
		通常		河川 ^{注1}		法面 ^{注2}	
① 過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種工事(国、県)の施工経験	同種工事の実績がある。	15		13.5		12	
	類似工事の実績がある。 } 又は、 評価点=経験件数	7.5	15 ~	6.8	13.5 ~	6	12 ~
	同種工事及び類似工事 の実績がない。 } ÷満点件数×施工 経験の満点	0	0	0	0	0	0
② 過去5年間(10年間)の同一業種の工事成績点(国、県)の最高点	工事成績点が85点以上の場合	15		13.5		12	
	工事成績点が65点以上85点未満の場合。 評価点=配点×(工事成績点-65点) ÷(85点-65点)	15 ~ 0		13.5 ~ 0		12 ~ 0	
	工事成績点が65点未満及び、 工事成績点がない場合。	0		0		0	
③ 多自然川づくりへの取組 ※土木一式工事(河川環境配慮型)の場合	研究会認定ポイントが15ポイント以上ある。			3			
	研究会認定ポイントが10ポイント以上ある。			1.5			
	上記に該当しない。			0			
④ 法面専門資格の保有 ※法面工事の場合	のり面施工管理技術者、地すべり防止工事士、グラウンドアンカー施工士いずれかの有資格者である。					6	
	該当しない。					0	
小計				30			

※ 「技術者育成チャレンジ型」については、評価項目及び評価基準を別途定める。

注1 「河川」は、土木一式工事(河川環境配慮型)

注2 「法面」は、法面工事

【取扱い】

ア) ①過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種工事(国、県)の施工経験について

- ・ 主任(監理)技術者等とは、主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人をいう。
- ・ 施工経験は、主任(監理)技術者等として担当した工事を対象とする。(主任(監理)技術者等を工事の途中で変更している場合は、工期の半分を超える期間において主任(監理)技術者等として従事していた場合のみを評価の対象とする(以下主任(監理)技術者等の規定について同じ。))
- ・ 「過去15年間」とは、当該年度及び前年度から起算して15か年度前までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して16か年度前までの期間をいう(当該年度は含まない。))
- ・ 施工経験については、対象工事ごとに発注機関の長が同種、類似工事の規模・工法等を設定する。
- ・ 施工経験は、国・県工事のうち上記期間に完成した工事が該当する。ただし、建築工事

については国・県工事以外の工事を含むことができる。

- ・ 評価する経験件数は、県が施工経験の満点の評価として設定する件数（満点件数）を上限とする。
- ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、各構成員の配置予定技術者の実績の合計を用いることができる。
- ・ 経常JV又は特定JVにおいての実績は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

イ) ②過去5年間（10年間）の同一業種の工事成績評定（国、県）の最高点について

- ・ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
- ・ 「過去5年間（過去10年間）」とは、当該年度及び前年度から起算して5か年度前（10か年度前）までの期間をいう。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前年度から起算して6か年度前（10か年度前）までの期間をいう（当該年度は含まない。）。
- ・ 過去10年間は、建築工事に適用することができる。
- ・ 工事成績評定は、発注者が宮崎県又は国である工事（上記期間内に完成したのものに限る。）のうち、建設工事の種類が同一業種に該当するものを評価の対象とする。

なお、工事成績評定において評価の対象とする国の工事は、国土交通省が所管する工事及び農林水産省が所管する工事のうち農業農村整備事業に係る工事に限る。

- ・ 最高点は、配置予定技術者が主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として担当した工事のうち、上記に該当する工事から算出する。ただし、現場代理人としての経験については、建設業法第7条第2号ハに該当する者として従事した場合のみを評価の対象とする。（技術者を工事の途中で変更している場合は、工期の半分を超える期間において主任（監理）技術者等として従事していた場合のみを評価の対象とする。）
- ・ 評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- ・ 経常JVとして参加する場合は、各構成員の配置予定技術者のいずれか高い者の工事成績評定点を用いることができる。
- ・ 複数の同種（類似）工事を求めている場合においても、施工実績は1工事1件として評価する。
- ・ 経常JV又は特定JVとしての工事成績評定点は、出資比率が20%以上のものに限り、評価の対象とする。

ウ) ③多自然川づくりへの取組について（土木一式工事（河川環境配慮型））

- ・ 評価する「多自然川づくりの取り組み」の具体的な項目及び評価の可否を判断する際の確認方法は、以下a～dのとおりとする。
 - a 宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会（以下「研究会」という。）が実施する研修会の受講実績を評価し、研究会が発行する受講認定証を確認することにより行う。
 - b 宮崎県が実施する「うるおいのある川づくりコンペ」（以下「県コンペ」という。）において、自ら事例発表した場合に評価し、宮崎県が発行する事例発表を証明する文書を確認することにより行う。
 - c 九州地区多自然川づくり協議会が実施する「うるおいのある川づくりコンペ」（以下「九州コンペ」という。）において、自ら事例発表した場合に評価し、宮崎県が発行する事例発表を証明する文書を確認することにより行う。
 - d 九州コンペにおいて、自ら事例発表したうえ、入賞した場合に評価し、宮崎県が発行

する入賞を証明する文書を確認することにより行う。

- ・ 評価の可否を判断する受講認定証又は文書は、当該年度の前年度及び前々年度のものを有効とする。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前々年度から起算して2か年度前までの期間のものを有効とする（当該年度、前年度は含まない。）。
- ・ 「多自然川づくりの取組」を「配置予定技術者の能力」項目で評価する際には、以下a～dのとおり各取組状況をポイント換算して行う。（「研究会認定ポイント」という。）
 - a 研究会が実施する研修会の受講実績については、受講1回当たり5ポイントとする。
 - b 県コンペにおいて、自ら事例発表した実績については、1回当たり5ポイントとする。
 - c 九州コンペにおいて、自ら事例発表した実績については、1回当たり5ポイントとする。
 - d 九州コンペにおいて、自ら事例発表したうえ、入賞した実績については、1回当たり10ポイントとする。
- ・ 経常JV又は特定JVとして参加する場合は、各構成員の配置予定技術者のいずれか高い者の研究会認定ポイントを用いることができる。

エ) ④配置予定技術者における法面専門資格の保有について（法面工事）

- ・ 配置予定技術者が、開札日時点で1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にありつつ、のり面施工管理技術者（(一社)全国特定法面保護協会）、地すべり防止工事士（(一社)斜面防災対策技術協会）、グラウンドアンカー施工士（(一社)日本アンカー協会）のいずれかの資格を保有している場合に評価の対象とする。
- ・ 法面専門資格の保有とは、資格の登録を行い、当該資格の登録が完了したことが確認できる書類の交付を受け、かつ開札日時点でその資格が有効であるものをいう。

オ) ⑤ヒアリング

- ・ 配置予定技術者を対象にヒアリングを実施するものとする。なお、複数の配置予定技術者を選任した場合にあっては、ヒアリング時までには、その選任した者の中から担当となる配置予定技術者を選任しておくものとする。
- ・ ヒアリングは電話により行うこともできることとし、ヒアリングの方法は対象工事ごとに指定する。

カ) 複数の配置予定技術者を選任した場合、配置予定技術者の能力の得点は、最も合計得点が低くなる者の得点とする。また、複数の技術者を配置できる工事においても同じ取扱いとする。なお、簡易型においてはヒアリングを行った配置予定技術者の得点とする。

キ) 実施要領第10の1に規定する技術申請書の提出期限日以降(複数の配置予定技術者を選任した場合にあっては、ヒアリング以降)の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。

なお、死亡、退職又は休職による配置予定技術者の変更は、当初申請していた技術者と同等以上の能力（総合評価の技術評価点が同等以上）を有する者に限る。また、簡易型において、ヒアリング終了後に変更する場合は、ヒアリングの点数は0点として評価する。

4 技術申請書

実施要領第10の1に規定する技術申請書は次のとおりとする。なお、技術申請書の審査については技術申請書提出票（実施要領別記様式第1号）に基づき実施する。また、技術申請書提出票の提出がない者については入札参加は認めないものとする。

(1) 技術申請書提出票

項 目	技術申請書
技術申請書提出票 特別簡易型(土木工事)	○実施要領別記様式第1-1号
技術申請書提出票 特別簡易型(建築工事)	○実施要領別記様式第1-2号
技術申請書提出票 簡易型(土木工事)	○実施要領別記様式第1-5号
技術申請書提出票 簡易型(建築工事)	○実施要領別記様式第1-6号

(2) 施工計画

評価項目	技術申請書
工程管理に係る技術的所見	○実施要領別記様式第2-1号 ○添付資料
品質管理に係る技術的所見	○実施要領別記様式第2-2号 ○添付資料
施工上の課題に係る技術的所見	○実施要領別記様式第2-3号 ○添付資料
施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	○実施要領別記様式第2-4号 ○添付資料

(3) 企業の技術力

評価項目	技術申請書
同種工事(国、県)の施工実績	○実施要領別記様式第3-1号 ○「該当する工事」が確認できる資料
※確認書を発行する同種工事の場合 同種工事(国、県)の施工実績	○実施要領別記様式第3-2号 ○ 〃 様式第3-3号 ●「該当する工事」が確認できる資料
工事成績点及び平均受注額	○実施要領別記様式第9-1号

(4) 企業の取組(オプション項目)

評価項目	技術申請書
若手技術者の育成	○実施要領別記様式第4-10号 ○「若手技術者の育成」の取組に該当していることが確認できる資料

(5) 企業の地域社会貢献度

評価項目	技術申請書
共通項目確認書 <土木工事>	○実施要領別記様式第4-1号
共通項目確認書 <建築工事>	○実施要領別記様式第4-2号
ボランティア等の地域貢献の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●実施要領別記様式第4-3号 ●実施要領別記様式第4-4号 ●「地域貢献の実績」が確認できる資料 ●「県との防災協定への加入」が確認できる資料
道路パトロール等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域総合メンテナンス業務実績証明書」の写し ●「緊急時、休日等における道路巡回パトロール及び応急維持工事業務に関する委託契約書」の写し ●「港湾・漁港の異常時パトロール及び応急維持管理業務（PoEM）に関する委託契約書」の写し
緊急施行の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「大規模緊急施行工事発注通知書」又は「小規模緊急施行工事発注通知書」及び「契約書」又は「請書」の写し ●「緊急施行工事」が確認できる資料 ●「小規模業務委託通知書又は緊急施行业務委託発注通知書」及び「請書」の写し ●「緊急施行业務委託」が確認できる資料
公共建築物の保全点検活動等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●実施要領別記様式第4-6号 ●「公共建築物の保全点検活動等の実績」が確認できる資料
県内企業の活用	○実施要領別記様式第4-12号
県産資材の活用	○実施要領別記様式第4-13号
ISOの取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ●「ISO14001の認定書」の写し ●「エコアクション21の認定書」の写し
新規学卒者の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> ●実施要領別記様式第5-1号 ●「新規学卒者の雇用」に該当していることが確認できる資料
障がい者の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> ●実施要領別記様式第5-2号 ●「障がい者の雇用」に該当していることが確認できる資料
消防団員の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> ●実施要領別記様式第5-3号 ●実施要領別記様式第5-4号又は従事していることが確認できる資料

(6) 配置予定技術者の能力

評価項目	技術申請書
同種工事（国、県）の施工実績	○実施要領別記様式第6-1号 ○「該当する工事」が確認できる資料
同一業種の工事成績点（国、県）の最高点	○実施要領別記様式第3-2号又は第6-3号 ●「該当する工事」等が確認できる資料
多自然川づくりの取組 （土木一式工事（河川環境配慮型））	●受講認定証の写し（研修会） ●宮崎県発行の証明文書（研修会以外）
法面専門資格の保有 （法面工事）	●有効期限が記載された認定証、登録証、 若しくは資格者証の写し ●1年以上の継続した直接的な雇用関係が 確認できる資料
※確認書を発行する同種工事の場合 同種工事（国、県）の施工実績 同一業種の工事成績点（国、県）の最高点	○実施要領別記様式第3-2号 ○実施要領別記様式第6-2、第6-3号 ●「該当する工事」が確認できる資料

(注) ○は工事ごとに提出が必要なもの。

●は確認書発行後は提出が不要なもの。

総合評価落札方式評価基準（地域企業育成型）

1 本書で定める事項は、宮崎県総合評価落札方式実施要領（平成23年4月1日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する総合評価落札方式（地域企業育成型）について適用する。

2 評価の視点及び評価項目並びに得点（満点）

評価の視点	評価項目	得点（満点）
企業の技術力	過去5年間の県工事成績評定点（同一業種）の平均点	40
企業の地域社会貢献度	地域内における本店の有無	30
	企業の地域貢献の実績	30
合計		100

【取扱い】

- 平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。
- 加算点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位止めとする。
- 評価値の算出は次の要領で算出し、小数点以下第4位を切捨てし、小数点以下第3位止めとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札額} \times 100,000,000$$

3 評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 企業の技術力

評価項目	評価基準	配点
① 過去5年間の 県工事成績点（同一業種） の平均点	工事成績評定点が85点以上の場合	40
	工事成績評定点が65点以上85点未満の場合	40
	評価点 = $40 \text{点} \times (\text{工事成績点} - 65 \text{点}) \div (85 \text{点} - 65 \text{点})$	～ 0
	工事成績点が65点未満、又は、工事成績評定点がない場合	0
小計		40

【取扱い】

- ①過去5年間の県工事成績（同一業種）の平均点について
- ・ 過去5年間とは、開札日が属する年度の5か年度前から開札日の前々月末日までの期間とする。ただし、開札日が4月に属する場合は、開札日が属する年度の6か年度前から開札日の前々月末日までの期間とする。
 - ・ 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」をいう。
 - ・ 県の工事成績は、宮崎県（企業局、教育庁、警察本部等を含む。以下同じ。）が発注した工事のうち同一業種で、上記期間に引渡を完了（以下「完成」という。）した工事に係る工事評定点により算出する。

- ・ 工事成績評定点の平均が85点以上の者の評価点は40点とする。なお、工事成績評定点の平均が65点未満又は工事成績評定点がない者の評価点は0点とする。
- ・ 評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位止めとする。
- ・ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として入札に参加する場合は、工事成績評定点は各構成員の工事の平均値とする。
- ・ 経常JV又は特定建設工事共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上のもの限り、評価の対象とする。

(2) 企業の地域社会貢献度

評価項目	評価基準	配点
① 地域内における本店の有無	〇〇内に本店がある。	30
	〇〇内に本店がある。	15
	上記に該当しない。	0
② 企業の地域貢献の実績	3項目以上に該当する。	30
	1項目又は2項目に該当する。	15
	該当する項目がない。	0
小計		60

【取扱い】

①地域内における本店の有無について

- ・ 対象となる地域は、対象工事ごとに発注機関の長が設定する。
- ・ 「本店」とは、建設業許可申請書に記載された「主たる営業所」をいう。

②企業の地域貢献の実績について

「企業の地域貢献の実績」における項目は、土木工事においては、(ア)から(カ)に掲げる事項が、建築工事においては、(ア)から(ウ)及び(キ)から(ケ)に掲げる事項が該当する。なお、②における「前年度」とは(a)又は(b)に規定する期間とする。

(a) 開札日が4月又は5月に属する場合の「前年度」とは、開札日が属する年度の前々年度をいう。

(b) 開札日が4月又は5月以外の月に属する場合の「前年度」とは、開札日が属する年度の前年度をいう。

(ア) ボランティア等の地域貢献の実績（前年度）

- ・ 前年度にボランティア等の地域貢献の実績ある企業が該当する。
- ・ 「ボランティア等の地域貢献」とは、宮崎県内における災害時の地域貢献（請負契約によらない災害時の活動）や地域活動（道路や河川等の清掃、交通安全、土木の日の活動など）をいい、次に掲げる事項を満たしている活動が該当する（ただし、建築工事においては(キ)から(ケ)に該当する活動を除く。）。

(a) 原則、無償であること。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2により指定された特定家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ等）にかかる防疫作業等及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により指定された激甚災害に関する地域貢献（ボランティア等）については、有償であっても評価の対象とし、宮崎県外での活動であっても評価の対象とする。

(b) 会社としての活動であること。

(c) 地域に貢献していること。

(イ) 防災協定への加入状況（前年度）

- ・ 前年度において防災協定へ加入している企業が該当する。
- ・ 「防災協定」とは、災害時の応急対策業務等の知事との防災協定（別表3を参照）をいう。

※別表3 災害時の応急対策業務等の知事との防災協定の一覧（地域企業育成型）^{注1}

協定の名称	協定者
大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県建設業協会
大規模災害時における法面崩壊等の高所作業を伴う応急対策業務等に関する基本協定	一般社団法人宮崎県法面保護協会
大規模災害時における道路災害の緊急対策業務等に関する基本協定	宮崎県舗装協会
大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定	宮崎県港湾漁港建設協会
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合連合会
災害時における避難地（公園・広場・グラウンド）などの応急対策業務等に関する協定	一般社団法人宮崎県造園緑地協会 一般社団法人日本造園建設業協会宮崎県支部
災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	一般社団法人日本塗装工業会宮崎県支部
災害時における水道の応急対策に関する協定	宮崎県管工事協同組合連合会
災害時における建築物の応急対策に関する協定	一般社団法人宮崎県建築協会 一般社団法人宮崎県建築業協会
災害時における防水等の応急対策に関する協定	宮崎県防水工事業協同組合
災害時における電気設備に関する協定	一般社団法人宮崎県電業協会
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会
災害時における総合的支援に関する協定	宮崎県商工会連合会
災害応急対策に必要な緊急輸送確保に関する協定	一般社団法人宮崎県トラック協会

注1 別表3に記載のない「知事との防災協定」についても、評価の対象となる場合がある。

(ウ) 消防団員の雇用状況（前年度）

- ・ 前年度において消防団員に任命されていた者を雇用している企業が該当する。
- ・ 「消防団員に任命されていた者」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防団員として、宮崎県内の市町村に任命されていた者のことをいう。

- ・ 「雇用」とは、技術申請書提出日時時点で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係をいい、法人にあっては役員を個人にあってはその者を含む。
- (エ) 災害復旧工事等の実績（過去5年間）
- ・ 宮崎県が発注した前年度から起算して5か年度前までの期間（以下「過去5年間」という。）に完成した災害復旧工事等の実績のある企業が該当する。
 - ・ 「災害復旧工事等」とは「公共土木施設災害復旧事業」、「一般単独災害復旧事業」及び「一般単独災害復旧事業（起債対象外）」により実施された工事をいう。なお、他の事業と合併又は合冊している工事も含む。
- (オ) 緊急施行工事の実績（過去5年間）
- ・ 過去5年間に完成した緊急施行工事の実績のある企業が該当する。
 - ・ 「緊急施行工事」とは、県土整備部が、公共土木施設緊急施行工事の事務取扱要領及び災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領により発注した「小規模又は大規模緊急施行工事」、港湾関係課が所管する業務委託で、小規模緊急業務委託事務取扱要領及び災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領により発注した「小規模又は大規模緊急施行業務委託（港湾関係に限る。）」のいずれかをいう。ただし、県管理の公共土木施設の保全を目的とした工事又は業務委託に限る。
- (カ) 道路パトロール等の実績（過去5年間）
- ・ 「過去5年間」において、「県が発注した道路パトロール等」の実績のある企業が該当する。
 - ・ 「県が発注した道路パトロール等」とは、宮崎県が発注した「緊急時、休日等における道路巡回パトロール及び応急維持工事業務に関する委託契約」、及び「地域総合メンテナンス業務委託（道路巡視業務、道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務、河川・海岸の異常時パトロール及び応急維持管理業務、砂防急傾斜地等維持管理業務）」、「港湾・漁港の異常時パトロール及び応急維持管理業務（PoEM）」による委託業務をいう。ただし、地域総合メンテナンス業務委託の実績については、原則として、地域維持型契約方式実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め）別記様式第3号「履行体制確認表（その1）」に位置付けられており、活動実績のある企業を対象とする。
- (キ) 公共建築物の保全点検活動の実績（過去2年間）
- ・ 前年度及び前々年度の期間（以下「過去2年間」という。）において「公共建築物の保全点検活動」の実績のある企業が該当する。
 - ・ 「公共建築物の保全点検活動の実績」とは、無償で行った宮崎県内での活動を対象とし、国、宮崎県及び県内市町村が所有する公共建築物の機能維持保全に寄与する目的で当該建築物の現況調査又は点検を行い、管理者に報告した活動の実績をいう。
- (ク) 災害時の支援活動の実績（過去2年間）
- ・ 過去2年間において「災害時の支援活動」の実績のある企業が該当する。
 - ・ 「災害時の支援活動の実績」とは、無償、有償を問わず行った宮崎県内外での活動を対象とし、以下の活動の実績をいう。
 - 激甚災害において、国、県及び市町村が要請を行う次のいずれかについての災害時の被害状況の調査や応急機能回復等の活動の実績をいう。
 - (a) 国、県及び市町村が所有する公共建築物

- (b) 地域防災計画に基づき市町村が指定する避難所等の災害時に拠点となる建築物
- (c) 電気、ガス、水道、通信等の公共公益施設

○ 激甚災害の地震発生後において、宮崎県又は県内市町村が派遣要請を行う、被災建築物応急危険度判定活動への参加の実績をいう。

(ケ) 建築防災活動の実績（過去2年間）

- ・ 過去2年間において「建築防災活動」の実績のある企業が該当する。
- ・ 「建築防災活動の実績」とは、無償で行った宮崎県内での活動を対象とし、宮崎県又は県内市町村が主催する建築防災に関する啓発活動や違反建築パトロール等への参加の実績をいう。
- 経常JVの場合、各構成員のうちいずれかの構成員が該当していればよい。
- 過去の経常JVにおける②（エ）～（カ）の実績については、当該経常JVの各構成員それぞれについて評価の対象とする。

4 技術申請書

実施要領第10第1項に規定する技術申請書は次のとおりとする。なお、発注機関の長は技術申請書の審査結果を別記様式第9-2号又は第9-3号により通知するものとする。

○技術申請書提出票

項 目	技術申請書
技術申請書提出票（土木工事）	・ 実施要領別記様式第1-3号
技術申請書提出票（建築工事）	・ 実施要領別記様式第1-4号

○企業の地域貢献の実績

評 価 項 目	技術申請書
(ア) ボランティア等の地域貢献の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要領別記様式第4-3号 ・ 実施要領別記様式第4-4号 ・ 「地域貢献の実績」が確認できる資料
(イ) 防災協定への加入	・ 「知事との防災協定への加入」が確認できる資料
(ウ) 消防団員の雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要領別記様式第5-5号 ・ 実施要領別記様式第5-4号 ・ 雇用関係が確認できる資料
(エ) 災害復旧工事等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要領別記様式第4-7号 ・ 工事カルテの写し ・ 工事契約書の写し ・ 発注者の証明書
(オ) 緊急施行工事の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模緊急施行工事発注通知書」又は「小規模緊急施行工事発注通知書」及び「契約書」又は「請書」の写し ・ 「緊急施行工事」が確認できる資料 ・ 「小規模業務委託通知書又は緊急施行業務委託発注通知書」及び「請書」の写し ・ 「緊急施行業務委託」が確認できる資料

<p>(カ) 道路パトロール等の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域総合メンテナンス業務実績証明書」の写し ・「緊急時、休日等における道路巡回パトロール及び応急維持工事業務に関する委託契約書」の写し ・「港湾・漁港の異常時パトロール及び応急維持管理業務（PoEM）に関する委託契約書」の写し
<p>(キ) 公共建築物の保全点検活動の実績 (ク) 災害時の支援活動の実績 (ケ) 建築防災活動の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別記様式第4－6号 ・実績等が確認できる資料